

税を考える週間

国税庁では「税を考える週間」を定め、各種の広報・広聴活動を行っています。

○税についての作文（中学生・高校生）の優秀作品のパネル展示

■期間 11月11日（火）～17日（月）

■場所 大田原税務署、大田原県税事務所、役場、各金融機関、町立図書館、トコトコ大田原、東武宇都宮百貨店大田原店

■問合せ 大田原税務署 ☎0287-22-3115 ※自動音声案内の後【2】を押してください。

9月議会定例会で同意された人事案件について10月1日付けで次の方が就任しました。

【教育委員】

大島一行氏（仲町下）



▼任期 4年 令和7年10月1日

～令和11年9月30日

令和8年10月1日から
宿泊税の課税を開始します

令和7年6月の議会定例会で「那須町宿泊税条例」が議決され、総務大臣と宿泊税新設に関する協議を進めてきました。9月30日に総務大臣の同意が得られたことから、10月1日に宿泊税条例の施行期日を定める規則を公布しました。これにより、町では令和8年10月1日から宿泊税を導入（課税）します。※宿泊税の詳細は9ページをご覧ください。

■問合せ 税務課庶務諸税係

☎72-6936

教育委員就任のお知らせ による催告を実施します

国民健康保険税の納期限を過ぎても、納付の確認ができない方へ、自動音声による電話催告のほか、SMS（ショートメッセージサービス）による催告を実施します。

※納付確認に日数（納付方法および納付場所により最大2週間程度）を要するため、既に納付された方に対しても行き違いで発信される場合があります。

▼発信番号

自動音声電話 042-513-3921
SMS 042-513-3255

▼実施予定

11月、令和8年2月
▼振り込め詐欺やフィッシング詐欺にご注意ください

自動音声電話やSMSによる催告で、次のことを案内することはあります。①特定の金融機関や口座番号への振り込みをお願いすること

②ATM（金融機関やコンビニエンスストア等の現金自動預払機）の操作をお願いすること

③通帳やキャッシュカードを預け るようなお願いをすること

④SMS内に特定のサイトやコンテ

ンツへ誘導するリンクを含むこと

所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」が創設されました。これにより、12月に行う年末調整など、12月以降の源泉徴収事務に変更が生じるため、法人や個人事業主などの源泉徴収義務者に対し、大田原法人会主催の年末調整説明会を開催します。

参加を希望される方は、「令和7年度年末調整説明会参加希望」と記載のうえ、事業者名、電話番号、参加者名をファクシミリでお知らせください。

年次申告を希望される方は、「令和7年申告希望」と記載のうえ、事業者名、電話番号、参加者名をファクシミリでお知らせください。

令和7年度年末調整 説明会のお知らせ

令和7年度年末調整
説明会のお知らせ

▼日時 11月25日（火）午前10時～11時30分

▼予約・問合せ 大田原税務署
個人課税第一部
☎0287-22-3118

▼締切り 11月21日（金）午後5時
○農業所得を有する青色申告者
大会議室（那須塩原市末広町64-27）

▼日時 12月1日（月）午後2時～3時30分
▼予約・問合せ 大田原税務署
個人課税第一部
☎0287-22-3118

▼日時 11月28日（金）午後5時
▼締切り 11月28日（金）午後5時
○農業所得を有する青色申告者
大会議室（那須塩原市末広町64-27）

▼日時 12月1日（月）午後2時～3時30分
▼予約・問合せ 大田原税務署
個人課税第一部
☎0287-22-3118

▼日時 11月28日（金）午後5時
▼締切り 11月28日（金）午後5時
○農業所得を有する青色申告者
大会議室（那須塩原市末広町64-27）

11月は個人事業税 (2期分)の納付月です

納付期限までに納付してください。2期分の納付書は、8月に送付した納税通知書に同封しています。

納付書を紛失した場合は大田原県税事務所に連絡してください。また、口座振替を利用している方は、振替日の前日までに口座の残高をご確認ください。

▼申込み・問合せ 大田原法人会
FAX 0287-22-5985

▼締切り 11月11日（火）

▼会場 那須町商工会二階大会
議室（寺子内4-93）

▼納期限 12月1日（月）
▼問合せ 大田原県税事務所課税課
☎0287-23-4172